主治医　殿

『学校感染症登学許可書』記入のお願い

学校保健安全法において学校感染症を罹患したことが確認された場合、神戸学院大学では罹患した学生を登学停止としています。つきましては、学生の疾患が治癒し、他への感染の恐れがなくなり、登学に支障がなくなりました際には下記書類にご記入いただきますようよろしくお願い申し上げます。

学校感染症登学許可書

学　　部：

学籍番号：

氏　　名：

※該当するものに〇を記入して下さい

感染症名					出席停止期間の基準
第一種		エボラ出血熱		クリミア・コンゴ出血熱	治癒するまで
		痘瘡		南米出血熱	
		ペスト		マールブルグ病	
		ラッサ熱		急性灰白髄炎	
		ジフテリア			
		重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る）			
		中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る）			
		特定鳥インフルエンザ			
		新型インフルエンザ等感染症			
		その他の指定感染症			
第二種		インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）			発症後５日を経過、かつ解熱した後２日（幼児は３日）を経過するまで
		百日咳			特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹			解熱後３日を経過するまで
		流行性耳下腺炎			耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風疹			発疹が消失するまで
		水痘			すべての発疹が痂皮化するまで
		咽頭結膜熱			主要症状消退後２日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属コロナウイルスであるものに限る）			発症後５日を経過、かつ症状が軽快した後１日を経過するまで ※「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
		結核			病状により、医師が感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎			
第三種		コレラ、細菌性赤痢			病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
		腸管出血性大腸菌感染症			
		腸チフス、パラチフス			
		流行性角結膜炎			
		急性出血性結膜炎			

上記疾患のため、　　月　　日に当院を受診し、　　月　　日より療養中でしたが、　　月　　日より登学可能であることを証明します。

年　　月　　日

医療機関名・住所

医師名　　印

※感染症が治癒し、登学できるようになり次第、所属キャンパスの教務センターへ、公認欠席届とともに提出してください。